

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、白山手取川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和8年1月1日

石川県知事 馳 浩

1 漁業権者の名称及び住所

白山手取川漁業協同組合

石川県白山市鶴来本町4丁目ヌ85番地

2 漁業権の免許番号

内共第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号

3 認可に係る変更の内容

次のとおり遊漁規則第3条の表の改正及び第6条を新設する。

（漁具、漁法の制限）

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする同表の中欄の漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具漁法	規模
あ ゆ	竿 釣	毛針釣及び友釣（ルアー釣を含み、掛針は4本以内とする。）
	流し網	1. 統数 1人1統 2. 網丈90センチメートル以下、浮子綱の長さ5.5メートル以下 、綱目2.8センチメートル以上のもの
	投 網	1. 統数 1人1統 2. 綱目2.8センチメートル以上のもの
やまめ（さく らます） 及びいわな	竿 釣	毛針釣、エサ釣又は擬似餌釣 <u>C&R（キャッチ&リリース）区域においては、釣針はバーブ レスのシングルフック以外のものを用いてはならない。</u>

（キャッチアンドリリース区間の設置）

第6条 次の表の（ア）欄の魚種については、（イ）欄に掲げる区域で（ウ）欄に掲げる期間において採捕した魚の所持し又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

（ア）魚種	（イ）区域	（ウ）期間
やまめ及びいわな	内共第6号直海谷川基点第54号（吹上）から直海谷川第2砂防堰堤（内尾）までの区域	3月1日から9月30日まで

4 変更認可年月日

令和7年12月15日

5 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年1月1日